

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	三穂田町芦ノ口地区(芦ノ口集落)	平成26年2月	令和3年3月10日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	69.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.3 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

地区内の農地については、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が6.8ha、後継者不明の耕作面積が1.6ha、今後中心経営体が引き受け意向のある耕作面積が15.3haとなっており、現状後継者未定、不明の農地については中心経営体が引き受け可能だが、今後中心経営体を含めた地域の農業者の高齢化が進みつつあるため、後継者の育成確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

芦ノ口集落の農地は、原則中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、地域において後継者の育成を進めていく。

## 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	5 経営体	水稲ほか	45.15 ha	水稲ほか	60.45 ha	

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・ 地域農業全体について  
多面的機能支払組織等の活動を継続することで、農道や用排水路等の維持管理を行い効率よく農作業ができる環境づくりに努めていく。

・ 農地中間管理機構の活用方針等  
地域の農家がさまざまな事情により営農の継続が困難になった場合に、農地バンクの機能を活用し、地域の中心経営体へ貸付を進めていき、担い手にとっての耕作の効率化を図っていく。

・ 農業法人設立及び特産化の導入方針  
今後はエコファーマーを増やしていくとともに、特別栽培農産物や有機栽培等環境に配慮した作付けを行うことで高付加価値化を目指し、更に地域内で法人を設立することで後継者の確保と販路の拡大を図る。